

様式第六（第十六条、 第十六条の二、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条 の七十、第百七十四、第百七十六）

変 更 届 書

業 務 の 種 別	薬 局 ・ 店 舗 販 売 業 高度管理医療機器等販売業・高度管理医療機器等貸与業 管理医療機器販売業・管理医療機器貸与業 薬局製剤製造販売業・薬局製剤製造業			
許可番号及び年月日	第 号 年 月 日			
薬局、製造所、 店舗、営業所又は 事業所	名 称			
	所 在 地			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	役 員 管 理 者 勤 務 薬 剤 師 登 録 販 売 者 営 業 日 時 管 理 者 勤 務 時 間 数 薬 剤 師 勤 務 時 間 数 登 録 販 売 者 勤 務 時 間 数			
変 更 年 月 日	年 月 日			
備 考	更 薬 事 関 係 業 務 責 任 有 無 記 入 項 の 該 当 の 有 無 を 記 入 の 場 合 、 変 更 後 の 役 員 に つ い て 欠 格 条 項 の 有 無 を 記 入	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
		(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
		(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
		(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
		(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
		(6)	精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
		(7)	業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
	関係書類については下記店舗の変更届書に添付済 1 店舗等の名称及び業種 2 店舗等の所在地 3 提出先及び提出年月日 年 月 日			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

新宿区保健所長 宛て

電話番号 ()
担当者名

変更届出書 注意書

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業、店舗販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業（指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。）、指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業（補聴器、家庭用電気治療器又はプログラム管理医療機器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。）、補聴器、家庭用電気治療器若しくはプログラム管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器（特定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業の別を記載すること。
- 4 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
- 5 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、高度管理医療機器等営業所管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業所管理者が第162条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業所管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業所管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 6 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 7 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。